

令和6年能登半島地震の影響を受けた事業者様へ

復興しきん保証

【保証書表記名】 伴走特別復興 【正式名称】 令和6年能登半島地震・奥能登豪雨災害対策特別融資保証

取扱い期間：R6.2.28～R7.3.31

返済据置期間

最大5年

金利5年間

0円

※6年目から年1%の金利負担が発生します

保証料

無料

対象者

野々市市、川北町を除く石川県内に事業所を有する
中小企業者で以下のいずれかをお持ちの方
(災害救助法適用地域かつSN4号(R6能登地震)適用地域)

● 事業設備に係る全半壊の罹災証明書等をお持ちの方

※全半壊以外の罹災証明書の場合、補助金交付決定通知等が必要です

✓ 事業再建資金としてご利用ください

● セーフティネット4号認定をお持ちの方

(R6年能登半島地震またはR6年奥能登豪雨に係るもの)

✓ 手元資金の補填にご利用ください

限度額 1億円(既存の伴走制度通算)

資金用途 設備・運転(借換利用不可)

期間 10年(据置5年)

本制度では、すでに保証枠に空きがない方でも、別枠(災害関連枠)をご利用いただけます。

詳しくは、石川県信用保証協会またはお取引金融機関さまへ
ご相談ください

令和6年能登半島地震で被災され、
今ある借入の返済にお悩みの方へ

返済見直しにかかる

リスケ保証料が無料になります

【対象者】 事業用設備に係る
事業者名で取得した罹災証明書等をお持ちの方

※提出猶予可能。被害の程度は問いません。

【対象制度】 ・ゼロゼロ融資保証 ・伴走支援保証 ・改善サポート保証(感染症)

申請期限：令和6年12月27日

通常

通常は、条件変更時に以下の費用が必要になります

保証料

金利
手数料
など



罹災証明書をお持ちの場合

条件変更時の追加保証料
(リスケ保証料)が無料になります



金利
手数料
など※

※金利、手数料負担等については、
お取引金融機関さまへ
お問合せください

返済についてのご相談は、お取引先金融機関さま または当協会まで

【お問い合わせ先】

お電話でのご相談

経営支援課 **076-222-1550**

WEBでのご相談

